

インフルエンザ 出席停止期間について

インフルエンザによる出席停止期間は、「発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで」となっています。

最低基準	発症した後 5 日を経過	発症日 (発症当日 0 日目)	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 5 日を経過した後		
例1	発症後 1 日目に解熱した場合	発熱 	発熱 	解熱後 1 日目 	解熱後 2 日目 	解熱後 3 日目 	発症後 5 日目 			
		出席停止期間						登校可能		
例2	発症後 2 日目に解熱した場合	発熱 	発熱 	発熱 	解熱後 1 日目 	解熱後 2 日目 	発症後 5 日目 			
		出席停止期間						登校可能		
例3	発症後 3 日目に解熱した場合	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目 	解熱後 2 日目 			
		出席停止期間						登校可能		
例4	発症後 4 日目に解熱した場合	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目 	解熱後 2 日目 		
		出席停止期間						登校可能		
例5	発症後 5 日目に解熱した場合	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目 	解熱後 2 日目 	
		出席停止期間								登校可能

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延期されていく。)

○「発症後 5 日を経過」とは・・・症状が出始めた翌日から 5 日。

- ・発症した当日（症状が出始めた日）は、「発症 0 日目」。日数のカウントをしない。
- ・発症した翌日を「発症後 1 日目」と数える。

○「解熱後、2 日を経過」とは・・・熱が下がった翌日から 36.9℃以下が 2 日間続くこと。

- ・解熱（36.9℃以下）した日は「解熱 0 日目」。
 - ・解熱した翌日を「解熱後 1 日目」と数える。
- 熱が下がった翌日から、2 日間連続で体温が 36.9℃以下であることが必要です。検温し確認をお願いします。

◇学校への伝達事項

- ①発症日（受診時に症状が出始めた日にちを医師に相談、確認する。）
- ②お子さんの体の状態
- ③診断を受けた病院

◇登校許可書について

- 「登校許可書」は保護者の方がご記入ください。
- 「登校許可書」は、次の①～③のいずれかで準備をお願いします。
 - ①学校に取りに来ていただく
 - ②兄弟姉妹が持ち帰る
 - ③学校のホームページからダウンロード
- 提出は、登校できるようになった日に、生徒自身に持たせて提出をお願いします。